

平成29年度

# 熊野町農業委員会

## 議事録

### 第12回

熊野町農業委員会

平成29年度第12回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成30年2月21日(水)午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(8人)

委員	2番	中須 岩登
委員	3番	岩井 治子
委員	4番	橋川 勝則
委員	5番	菅尾 寛治
委員	6番	立花 宏保
委員	8番	庄賀 深雪
会長職務代理者	9番	原 恭博
会長	10番	中村 家隆

4. 欠席委員

委員	7番	伊藤 亮造
----	----	-------

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓 治徳
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	8番	庄賀 深雪
----	----	-------

委員	9番	原 恭博
----	----	------

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	穂坂 俊彦
------	-------

農業委員会 主査	諏訪本 壮太
----------	--------

## 会議の概要

議長	<p>みなさんおはようございます。ただ今から第12回の農業委員会を始めさせていただきますけどもその前に議事日程ですね、皆さんに配布させて頂きました資料に追加がありますので、それについて事務局の方が説明しますので、よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>皆さんおはようございます。先ほど、会長さんが言われたように議事日程の方ですね、皆様に事前にお配りした資料では、日程第2までの議事日程とさせて頂いておりましたけども、この度、2枚目の第27号というところですね、伊藤委員さんが一身上の都合により辞任される願出を出されたということですね、このことを、日程第3の議案第27号として辞任の同意についてということで議案を出させて頂いておりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。</p>
議長	<p>今の議事日程の追加については、その時点で皆さんのご意見を頂きながら進めて行きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは始めさせていただきます。ただいまの出席委員は8名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成29年度第12回熊野町農業委員会を開会致します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名を致します。</p> <p>8番の庄賀委員と9番の原委員を指名します。よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入りたいと思っております。</p> <p>事務局より、議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	議事日程 朗読
議長	<p>それでは、これより審議に入ります。</p> <p>日程第1、議案第26号「農用地利用集積計画の承認について」を議</p>

事務局	<p>題とします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第26号農用地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、熊野町の方から、町の方からですが、決定を求められた農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。</p> <p>まず最初に場所についてですが、初神ヘドーム型の広島県の配水池がございますけども、そこからだいたい北東の方向になると思うのですが約50mくらい離れたところへ、三谷川という川があるのですが、その三谷川沿いにある3筆がこの度の対象となっております、合計の面積は、1,806㎡となっております。</p> <p>登記簿及び現況につきましては、いずれも「田」となっております。</p> <p>貸し主は、広島市在住の                      さんで、借り主は、初神在住の                      さんでいらっしゃいます。権利関係については、金銭でありませつか物納等を伴わない使用貸借という契約となっております。</p> <p>借主の                      さんは、このほかにも同様に、周辺で利用権の設定によりまして、土地を借り受けられておられまして、適正に耕作されていることを確認しております。</p> <p>利用権につきましては、利用期間が設けられておりますので、更新されないと利用権が消えてしまいますので、今回は以前から双方で契約があったものの更新というものになっておりまして、今回は、平成26年から3年間の期間が満了したために、継続更新されようとする手続きで、最長の5年間で設定を求められたような内容となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告並びに補足説明を求めます。</p> <p>委員をお願いします。</p>

委員

今、事務局の方から説明がありましたように、この土地は、さんという方がお借りになっておるようですけども、まず、熊野町にお住まいの方ばかりなのでだいたいの位置は今、先ほどの話でお分かりになったと思いますが、もうちょっと詳しく言えば、県道を新宮の方へずっと行きましたら初神のところにビクトリーというパチンコ屋がありますけども、パチンコ屋の前の道をですね、堂所山の方へ向かって約1キロくらい入った所です。その付近はですね、昔は何か住宅が町の方から引っ越してこられて建てられた時代もあったのですが、今はちょっとさびれてきておりました、そういう空家も増えてきておるような状況になっております。

で、田んぼもですね、今回お話が出ておりますところも、すぐ下に三谷川という川が流れておりました、川の畔が全部竹藪で生い茂っております。で、その竹藪で昔は田だったようですけども、竹藪になっておるところに1枚まだ田んぼが残っております、そこからもう1枚目から3枚ほど、ずっとお作りになっておられます。で、その竹藪があるせいか、イノシシがすごくその竹藪の畔の田んぼをひっくり返しております、この

さん自体は、全部あの、鉄柵を作ってですね、周囲を囲っておられるような状況で作っておられます。で、作っておられる内容を見せて頂いたんですけども、先ほどの説明では田んぼということになっておりますけども、実際はですね、これは野菜を作っておられたんだろうと思います。非常にきれいにですね、今は野菜が終わった後は耕運されておられまして、手入れも十分されておられます。で、ああいうちょっと奥まったところなので、段差があるのですが、その田んぼは全部1mくらいの石崖がつまれておりましたね、石崖も私びっくりしたんですけど、きれいに草を取っておられて。たいがい、うちの方の石崖を見ると出たり入ったりしてガチャガチャになっておるのですが、きれいに保守されておられます。やっぱり几帳面な方なので、こういうことが出来るのかなと感心したような状況でした。そういうことで非常に保守はされておって、何ら問題は無いし、むしろこういうような形態ですね、今、初神、新宮のような田んぼの面積が非常に小さい所で段差があって、道路が少なく、トラクターなんかは非常に入りにくいような

所なもんですから、やっぱり近所同志で良く知っておる関係であればですね、うちの田を通ってトラクターを入れて鋤きんさいやというような農業が出来ると思うんですよね。で普通のちょっと市街地に近いような所になると、田んぼなんか通してくれと言ったら通してもらえんのですね。非常に田舎のいい面が残っておるし、今回のような近所どうしてこういう契約を結んで田んぼを作りあって、助け合っていくということは非常にいいなあという感じがしました。是非こういう風な方法をですね、熊野町のああいう辺地に類するような所でもやっていけばですね、やっぱり荒地というのは、ほいじゃあ4、5年はわしが元気な間は作らしてもらおうよということで、昔はどうも口約束であったようですけども、最近はそういうような一つの書類を残して頂ければですね、作って頂く方も、作らしてもらう方もですね、きちりしてすっきりした契約で農業が出来ると感じました。で、私が見せて頂いたところでは非常にこれはいいなとこういうのを是非皆さんでですね、進めて頂ければ荒地が少なくなっていくのではないかという感じを持ちました。

以上が私の報告でございます。

議長

はい、ありがとうございました。当案件につきまして、何か質問はありましたらお願いします。

特にありませんですかね。

議場

(全員：質問なし)

議長

質問がないようですので、お諮り<sup>はかり</sup>します。

議案第26号「農用地利用集積計画の承認について」にご異議はありませんか。

議場

(全員：異議なし)

議長

異議なしと認めます。

	<p>よって、議案第 26 号「農用地利用集積計画の承認について」は原案どおり承認することに決定を致しました。</p>
議長	<p>次に、日程第 2 報告第 14 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を事務局から報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>報告第 14 号について、ご報告いたします。</p> <p>本件につきましては、この 1 ヶ月間の中に農地転用届出を受理したものを報告として上げさせて頂いたもので、この度は農地法第 3 条の規定による届出が 1 件、これは相続によるものでございましたが、1 件ありましたことを、ご報告します。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に日程第 3「熊野町農業委員会委員の辞任の同意について」を議題とします。事務局から説明をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい、それでは、議案第 27 号「熊野町農業委員会委員の辞任の同意について」ご説明致します。</p> <p>平成 30 年 2 月 16 日付けで伊藤亮造委員より、熊野町農業委員会の会長宛て及び熊野町長宛てに辞任願が提出されました。</p> <p>辞任申し出の理由と致しまして、一身上の都合、健康上の理由から農業委員としての職責を十分に果たせなくなるといから辞任を願い出たというものでございます。</p> <p>委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項におきまして、「委員は正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任をすることができる。」と規定されておりますことから、今回の農業委員会の議案として上程させて頂いたものでございます。</p> <p>なお、町長の同意につきましては、氏の辞任理由は正当な理由であるものとして、平成 30 年 2 月 19 日の決裁によりまして、同意を得てお</p>

り、本日、農業委員会で氏の辞任についてご同意頂いた場合は、伊藤委員の辞任日は本日、平成30年2月21日付けとなることを申し添えます。

また、補足ではございますけども、辞任のご同意を頂いた場合、農業委員さんが2名欠員するということとなりますけども、熊野町農業委員会委員の選任に関する規則第9条第1項におきまして、「欠員が生じた場合はこの規則に定める手続きに基づき、すみやかに農業委員の補充に努めなければならない。」とするいわゆる努力規定、同第2項におきましては「農業委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規則に規定する手続きに基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。」とするいわゆる義務規定が定められております。

ご同意を頂いた場合でございますけども、先月の小田原委員に続きまして、2名の欠員となるわけでございますけども、先ほど申しましたように選任規則上においては、努力規定でございます。

町長部局と致しましては欠員補充に関する内規整備も考えていますけども、農業委員会としての欠員補充についてのお考えをお聞かせ頂き、町長部局の方へ意見として提出させて頂きまして、農業委員会としての意向が尊重されるよう求めて参りたいと考えております。

議案の説明は以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。当案件につきまして、何か質問はありませんか。

委員

これは安芸農協からは来てんない、辞退するということですか。小田原さんの代わりに。

事務局

小田原委員さんは本人からの。

委員

本人はなんじゃが、またここへ安芸農協から来てんじゃないん。

事務局

この農業委員会、7月からの新体制におきましては、農協推薦とかそ

	<p>ういったものでの必置義務はありませんので。</p>
委員	<p>ああそうですか。ほいじゃ農協から支援がもらえんことは無い。</p>
事務局	<p>その部分については、農業委員会としても農業祭とか含めてですね、また関係はつながるものと思っておるところですけども。</p>
委員	<p>まあ関係ないということなら仕方ないですね。      銭くれんようになっちゃあわからんけえ。</p>
委員	<p>そりゃなかるう。銭くれんいうことは無かるうじゃん。そりゃ将来に亘っては分からんがの。</p>
議場	<p>(その他多数の者から発言あり。)</p>
委員	<p>いいですか。今、佛圓さんとか、稲垣さんとか推進委員がおられるじゃないですか。あの人らを農業委員を兼ねてもらうわけにはいかんのかいの。兼任いうことはいかんのん。推進委員と農業委員を。</p>
事務局	<p>今の段階でその確実にということは無いのですけども、そういうことは想定はされてなくて、農業委員さんと最適化推進委員さんの仕事というもので分けられておりますので、それは兼職は難しいかなと思っております。</p>
委員	<p>なるほど。</p>
事務局	<p>ちょっとそこらへんはもう一度お調べはします。</p>
委員	<p>あと2名を探して来れば、補充するんなら。補充した方が楽なかるう。</p>
議長	<p>そこも含めてですね、あくまでも町長の任命になっておりますので、</p>

	<p>農業委員として意見を述べて頂いて、それを持ちこんで頂いて町長にお願いして頂いてという形を取りたいと思います。はい。だから、こっちで補充するとかなんとかというのは、あくまで町長の任命ですから。だけど、僕は意見は反映して頂くようお願いしたいと思います。だから、今みたいに委員会に支障が出るまでには早めに補充してもらわんにゃいけないし、で当面このままで行くか、補充が必要な分だったらその理由をね、やっぱり作らないと。こういうことで困っておるとい理由が明確でなけらにゃ。</p>
委員	<p>理由いうて、理由は10名という大義名分があるんじゃけえ。</p>
議長	<p>それは知っておられる前提です。はい。だから当面どうするかという話は、やっぱり私は町長の判断に任せざるを得んということです。</p>
立花委員	<p>現地調査とか。</p>
議場	<p>(その他多数の者から発言あり。)</p>
議長	<p>だからそこらで不備が出たらね、あの、調査もんがいろいろありますよね、8月ころに。その時にこのメンバーじゃ出来ないよというんであれば。それは。</p>
委員	<p>呉地の人もおってんないですよ。</p>
議長	<p>今ね、地域限定が無いんですよ。</p>
委員	<p>あ、そうなんですか。</p>
議長	<p>だからそこらも踏まえて、農業委員の今の立候補じゃないですか。どこの区からというのは全部無いわけ。だから、全体を見ていかないといけないわけですよ。そうやって全体を見ていく場合に、どうしても出来な</p>

	<p>いというんがあればやっぱり町長の方へお話しして、検討してもらおうという ことかどうかと思っております。</p>
<p>委員</p>	<p>将来のためにはやっぱり2名おった方がええよ。 10名おった方がいいと僕は思います。</p>
<p>議長</p>	<p>その他何かよろしいですかね。今の話も含めて、また事務局の方から 町長の方へお話頂いて、今後どうするかいうのを、また具体的なのが出 ましたらまた報告させて頂いたらと思います。</p> <p>それでは、今の関係で質問がないようでしたら、お諮り<sup>はかり</sup>させてくださ い。</p> <p>議案第27号「熊野町農業委員会委員の辞任の同意について」、ご異 議はありませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>(全員：異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第27号「熊野町農業委員会委員の辞任の同意について」 は原案どおり同意することを決定します。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>ここで、事務局から報告がありますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、他に何か質問等がありましたら、お願ひします。</p> <p>いいですかね。</p> <p>次回の農業委員会でございますけども、3月19日月曜日午前9時か ら開催予定でございます。</p> <p>議案については、3月12日以降に事務局から送付予定ございま す。</p> <p>それでは、以上をもちまして、平成29年度第12回熊野町農業委員</p>

	会を閉会致します。
--	-----------